

第2回 練馬区区民協働推進会議 議事概要（案）

《日時・場所》

- 1 日時 平成22年9月21日 午後4時～午後6時
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室

《次第》

- 1 開会
- 2 案件
 - (1) 第1回会議の議事概要について
 - (2) 練馬区で実施している提案事業について
 - (3) 協働事業提案制度・評価制度に係る意見について
 - (4) 協働事業提案制度の審査委員会について
 - (5) 審査委員会における審査方法・配点について
 - (6) 協働事業の提案募集等のスケジュールについて

《出席者》

大垣喜久江委員、小川善明委員、尾崎恭司委員、小室裕一委員、佐藤勝彦委員、杉田憲弘委員、平修久委員、高橋司郎委員、瀧澤利行委員、長澤英男委員、犬塚隆委員（区民生活事業本部長）、山中協委員（産業地域振興部長）

（事務局）地域振興課職員 4名

（傍聴者）なし

1 開会

座長

- ・第2回練馬区区民協働推進会議を開催する。

2 案件

(1) 第1回会議の議事概要について

事務局

- ・1回会議の議事について、概要をまとめたものを議事概要案としてお配りしている。何かあれば修正を加え、今後、練馬区のホームページで公開していく。

座長

- ・加筆、修正等があればお出しいただきたい。
- ・何もなければ、案を取って、ホームページで公開していく。何かあれば、9月24日までに事務局へ連絡をお願いします。

(2) 練馬区で実施している提案事業について

事務局

- 資料1を説明

座長

- ・質問、意見があればお出しいただきたい。

委員

- ・福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業と都市整備公社まちづくり活動助成の事業全体の予算額はいくらか。
- ・都市整備公社まちづくり活動助成の財源は区の補助金なのか、それとも自己財源なのか。

事務局

- ・福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業の予算額は500万円である。
- ・まちづくり活動助成金については、確認が必要であるため、次回の会議で回答する。

(3) 協働事業提案制度・評価制度にかかる意見について

事務局

- ・第1回会議でいただいた意見および会議後に寄せられた意見について、区の考え方をまとめたものが資料2である。

- 資料2の説明

座長

- ・質問、意見があればお出しいただきたい。

委員

- ・福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業や都市整備公社まちづくり活動助

成は、実施年度の4月から募集を開始している。一方、協働事業提案制度は、前年度の秋ごろから、募集を開始する予定となっている。この違いは、分野の広さに起因するものなのか、それとも別の狙いがあるのか。

事務局

- ・福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業や都市整備公社まちづくり活動助成は、団体の提案事業に対して、審査・選定を行い、区が助成金を支出するものである。一方、協働事業は、事業の組み立ての段階から、団体と区が協議を行いながら実施していくものである。4月から事業を実施する場合、少なくとも2か月程度の協議期間が必要であるため、逆算すると前年度の秋ごろから募集を開始する必要がある。

委員

- ・提案できる事業範囲の広さ狭さではなく、団体が単独で事業を実施するのか、区と協働事業を実施するのかで、団体と区との相談する期間等を設ける必要があるため、募集時期に差があるという解釈でよいか。

事務局

- ・その通りである。

委員

- ・意見7の回答について、「双方が責任を持って」という表現がある。協働事業であるため区民も区も責任や自覚を持って取り組むべきであるが、現実的に区民がどこまで責任を負えるのか。ケースバイケースではあるが、過度な責任を区民が負うようなことがないようお願いしたい。
- ・他の自治体で子育てマップを協働提案事業で作成したが、自治体が発行するというところで、自治体の意向が強く、参加した市民の意向が反映されないことがあった。このようなことがないよう、バランスをとりながら進めていただきたい。
- ・意見2の回答について、区民が求める公共サービスは、区が行うべきことである。行政が区民に対して協働事業をやってくださいというのはおかしいという一種の学説もある。こうした考えを持つ区民もいると思うので、そうした方への説明も考えておく必要がある。

座長

- ・協働事業提案制度については、実施をしながら、必要な修正を加えていく予定であるが、現時点において、確認をしておきたいことなどがあれば、お出しいただきたい。

委員

- ・都市整備公社のまちづくり活動助成について、新たな提案団体が少ないという課題があるようだが、協働事業提案制度においても、同じような課題が出てくるのではないか。どのように新たな団体の拡大に繋げていくのか。

事務局

- ・協働事業という形態で提案を募集するのは今回が初めてであるため、どのくらいの事業

提案があるかは未知数である。今年度の実績を踏まえ、次年度以降の事業の見直しを行っていく。

(4) 協働事業提案制度の審査委員会について

事務局

- 資料3の説明

座長

・質問、意見があればお出しいただきたい。

委員

・葛飾区が各種団体、事業者などを審査委員に入れてない理由は確認しているか。

事務局

・確認をしていない。

委員

・公平性を確保するために、提案団体として候補となりうる事業者や団体は一切入れないということで構成したと聞いている。

委員

・他の自治体でも、練馬区が実施しようとしている形態で協働事業提案制度を実施しているのか。

・抽象的な議論をしているのもっともらしいが、実施していく場面でどのようなのが想像できない。本会議には、実際に活動している委員がいるので、その立場から知恵や問題点があれば伺いたい。

委員

・印の2番目の「委員が提案団体に所属する場合など、審査委員に加わることが適当でないと判断される場合は、審査に加わらない。」とあるが、この場合、いくつかやり方がある。いずれかのNPO団体や市民活動団体に所属している場合、それが例え一団体の理事であったとしても審査には加わらないとする方法と、当該の利益に関わるような案件が審査に上がった場合のみ、審査には加わらないとする方法である。印の2番目の内容はどちらを想定しているのか。

・また、審査委員になると、自分の団体が何も提案できなくなる。公平性の確保は大切であるが、公募区民や各種団体、事業者の代表などが、審査委員に加わるということを前提とした場合、こうしたルールや基準を多少流動的にしておかないと、動きがつかなくなる場合があるのではないか。

事務局

・他の自治体でも、練馬区が実施しようとしている形態で協働事業提案制度を実施している。

・印の2番目の内容は、事業に関係のある委員は、案件ごとではなく、すべての審査に

加わらないということである。

座長

- ・実際に活動をしている委員の意見を伺いたいとの発言があったが、どなたか意見はあるか。

委員

- ・来月17日に練馬まつりがある。このまつりは協働事業である。来場者も15万人を超える盛況な事業であるが、今年のプログラムを見たところ、各地方の物産を売るテントがメイン通りに並んでおり、練馬区で活動している団体のテントが端になっている。また、実行委員会がまつりを運営しているが、会場の使用料が高く、出店する団体はテント代などを稼ぎたいため、焼きそばに目玉焼きを付けて500円という高い値段になっている。こうしたことから、本来の練馬まつりの協働としての意義が損なわれているのではないかと感じている。
- ・また、南田中におくらやま憩いの森の中に約700坪の竹林があるが、以前、練馬ナンバーではないトラックが来て、筍をみんな掘っていってしまうことがあった。そこで、緑化協力員と公園緑地課が協力して「たけのこまつり」を行った。来場者は約350人であった。昨年は、地元の町会、学校、緑化協力員、みどりの機構が協力して実施をしたが約600の来場者であった。しかし、こうした事業を実施するには、いくつかの問題がある。1つ目は、公園や憩いの森では火が使えないことである。イベントを行う場合、食べ物がないと人が集まらない。2つ目は、ボランティアの方への保険と来場者に怪我を負わした場合などの保険である。これは非常に重要である。3つ目は、毎年6月に武蔵大学の講堂を借りて、国と区と活動団体が協力して環境会議を行っているが、私の仲間の中には、区と一緒にやると面倒くさいという意見がある。提案事業提案制度においては、こうした課題があると認識したうえで、進めていく必要がある。

座長

- ・今の意見は、協働事業提案制度への意見である。実施後の検討課題として認識しておく必要がある。
- ・保険の話が出たので確認するが、保険料は、対象の経費に含まれているか。

事務局

- ・保険料は対象経費に含まれている。

委員

- ・審査委員について、例えば町会連合会が何らかの協働事業をしようとした場合、町会連合会の副会長である高橋委員は審査委員にはなれないということか。また、逆に考えると、高橋委員が審査委員になると、町会連合会として、この一年間は何も提案できないということか。

事務局

- ・町会連合会の副会長である高橋委員が審査委員になったとしても、町会連合会からの提

案はできる。ただし、その時点で高橋委員はすべての審査には加わらないということになる。

委員

- ・任期が1年となっている。ここで救うしかない。

委員

- ・審査委員になって、関係団体から提案があると、審査には加われなくなる。そうした場合、欠員のままにするのか。それとも別の委員を選出するのか。

事務局

- ・欠員のままである。

委員

- ・この後の議題にも関わりますが、欠員が出た場合、審査の満点が変わってくる。平均点で採点を行うのか。

事務局

- ・個々の団体が獲得した点数が満点に対して、一次審査は60%以上、二次審査は70%以上であるかどうかで判断する。

委員

- ・区内各種団体代表者が2名選出され、仮にその2名とも提案団体と関わりをもっていたということになれば、区内各種団体代表者が空席のまま審査することになる。そうなることと審査委員会の選出母体の概念そのものが揺らぐ結果になる。そうした状況も想定しながら、流動的に対応する必要があるのではないか。

委員

- ・事務局案はおかしい。審査委員会が設置され、審査委員が選出されたならば、その委員に全幅の信頼を寄せるぐらいのことでないと、協働なんて成り立たない。信頼関係が大事である。もっと審査委員を信頼しなければならない。
- ・練馬区だけでなく全国の自治体置かれている状況を考えた時、様々な場面で行政と市民と手を携えていかなければならない。そのときに協働というのは非常に重要であり、成功させなければならない。
- ・今までも協働事業が行われてきているが、すべてが成功しているとは言えない。協働とは言っても、区民の中には、行政の下請けをやらされているという思いを持っている人がいる。一方、行政の方でも、本来団体が記入すべき書類などを、団体の代わりに記入せざるを得ないような状況があり、結局、行政がやらされていると感じている職員もいる。このように、お互いが協働に対して不信感がある。これは協働という歴史が浅いため、仕方がない。
- ・しかし、これからスタートする協働事業提案制度では、もっと信頼関係が築けるようにしていかなければならない。そういう意味では、審査委員も信頼ということをベースに考えるべきである。

座長

- ・ 印の2番目の考え方については、様々な意見があると思う。他に意見等はあるか。

委員

- ・ 私は、印の1番目、2番目両方に該当する。現在、練馬区NPO活動支援センターで、相談事業、情報受発信事業を担当しているが、練馬区のNPO法人が約200団体ある中で、経済的に大変なNPO法人が多い。協働の事業提案を募集した時に、どのくらいのNPO法人が興味を持ってくれるだろうか。かなり力を入れて、PRをしていく必要がある。
- ・ 私が、NPO活動支援センターの事業を受託したとき、区内のすべてのNPO法人の事務所を訪問した。どのNPOもやる気はあるが、具体的に何をしたいのかわからない、または、資金面で行き詰っている状況で、NPO法人は設立したものの、その運営に苦慮している状況であった。
- ・ 平成18年にNPO活動支援センターが開設したが、当初はNPO法人の設立に関する相談が多かった。最近では、事業報告書の作り方や会計処理の仕方など運営に関する相談が多くなっている。そういう意味では、NPO法人が成長してきていると感じられるが、一方で、設立したまま活動休止のNPO法人も多く存在している。
- ・ 私が理事を務めるNPO法人では、女性部会があり、女性が主体となった活動部隊がある。この活動は、協働事業提案制度を利用して提案するのに、適した活動である。そうした場合に、私が審査員になるわけにはいかないと思う。

座長

- ・ 他に意見はあるか。

委員

- ・ 新しい仕組みをつくるのだから、信頼は大事という意見には賛成である。しかしながら、区の補助金を使う事業であるため、誰が見ても公正だと思ってもらう仕組みも必要であるのではないかと。
- ・ 審査委員として選出された場合、審査委員自身の属している団体が提案してきた場合については、審査に加わらず、それ以外の提案については、区内で活発に活動している団体から選出されている代表の方々であり、協働の中心となるような団体で代表者であるため、積極的に審査に加わっていただくのがよいのではないかと。

委員

- ・ 練馬区では、入札などで区職員との縁戚関係にある事業者が応札してきた場合、当該職員は、当該案件の対応には当たらないことなどを定めた内規などはあるか。

委員

- ・ プロポーザル方式による選考会議では、そうしたルールがある。

委員

- ・ 運用細則のようなものを別途作成したらどうか。例えば、町会連合会に加入している町

会・自治会が約 200 団体ある。その内の 1 団体が提案をしてきた場合、町会連合会の役員が何の意見も言うことができないのではなく、意見は言うが、採点には加わらないというのが、現実的ではないか。

事務局

- ・この会議の委員の皆さまに審査委員として、ご協力をいただきたいと思います反面、公正性という観点も踏まえて、資料 3 の案を提示した。本日、委員からの意見をいただき見直しを行う。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・印の 1 番目について、NPO 活動支援センターに、提案事業をしたい団体の相談を受けるようになる。相談を受けた側が、審査委員に加わり、相談にきた団体が選定するのは難しい。また、選定されなかった場合は、相談を受けた側の立場がない。

委員

- ・各団体から選ばれている委員は、様々な団体でいろいろな役職を担われていると思う。こうした委員が審査に加わらないとすれば、現場を知っている委員がいなくなるではないか。少なくとも、最初から除外するのではなく、提案を受けた段階で、委員が属する団体からの提案があった時に、その案件については、採点には加わらないということでもいいのではないか。
- ・また、審査に加わらない委員がいた場合、総合得点をどうするかという問題もある。

委員

- ・事務局案では、審査委員全員の得点の充足率を計って判断することとなっている。審査に加わらない委員が多く発生した場合、800 点満点の 70%と 600 点満点の 70%とを等価で判断できるかということ、統計学的には難しいのではないか。そうした場合、採点に加わった審査員全員の平均値にするなど、別の仕組みも考えたほうがよい。

委員

- ・福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業やまちづくり活動助成の審査には、現場を知っている委員がほとんどいない。協働事業提案制度の審査には、現場を熟知している委員を欠かさず置くべきである。

座長

- ・印の 1 番目の提案団体の支援の役割を担う練馬区 NPO 活動支援センターの運営に関わる委員は、審査には加わらないことについて、運営に関わる委員はどのように考えているか。

委員

- ・提案団体から相談を受けていくが、相談を受けた提案事業と相談を受けなかった提案事業では、事業への理解度が違ってくると思うため、その審査に関わるのは難しい。

座長

- ・ 印の1番目に関しては、関係する委員の意見を尊重し、原案どおりとする。
- ・ 印の2番目に関しては、本日の意見を踏まえて、事務局で再度検討をお願いする。

(5) 審査委員会における審査方法・配点について

事務局

- ・ 資料4の説明

座長

- ・ 質問、意見があればお出しいただきたい。

委員

- ・ 二次審査の公開プレゼンテーションについて、選定を行うまでを公開で行うのか。

事務局

- ・ 選定は公開プレゼンテーション終了後、非公開で行う。

委員

- ・ 公開プレゼンテーションとその後の審査について、どの程度の時間を見込んでいるのか。公開プレゼンテーションを実施して、その後1時間程度提案団体を待たせておいて、審査発表まで行うようなことをすると、本当の意味での審査にはならない。

事務局

- ・ その日のうちに審査結果を発表することは考えていない。

委員

- ・ 公開プレゼンテーション後の審査委員会によって結論がでなければ、後日ということになるのか。そのぐらい熱心にやらないと、提案団体に失礼である。

事務局

- ・ 可能性あるが、審査委員の予定や事業全体のスケジュールも踏まえた対応になる。

委員

- ・ この審査は机上審査である。これでは実態がわからない。中間報告、成果報告をする必要がある。また、審査委員も現場を確認する必要がある。

事務局

- ・ 進捗状況の確認や成果の確認については、協働事業評価制度で対応していく。

委員

- ・ 提案事業の事業費が1事業50万円ということになると、50万円の事業をつくりあげるようになってしまうのではないかと。20万円のできる事業も、無理に50万円にしてしまう。また、本気で実施しようと考えたら50万円では足りない事業もある。事業費にかかる補助額を一定額とするのではなく、いい事業には150万円出すなど、審査委員の裁量や評価が反映される仕組みは無いのか。

事務局

- ・特定分野での区民からの自由提案事業については 50 万円を上限としている。中には 20 万円のできる事業もあるかもしれない。その場合は、20 万円の提案でも受けることになる。実際の事業の中身を見て、その金額が適当であるかは判断したいと考えている。
- ・また、区からの課題事業については、50 万円を超える事業もある。
- ・事業費の上限については、今年度の状況を踏まえ、次年度以降の検討課題としていく。

委員

- ・50 万円より少ない金額の提案も可能であるということは確認できた。区からの課題事業については、50 万円以上の部分について、他の予算を充当する場合もあり得るというニュアンスに聞こえたが、もし、他の予算も活用できるのであれば、分野別の自由提案事業においても、事業関係課の予算を振り替えるなどの対応ができるのではないかと。

事務局

- ・事業関係課においても、限られた予算の中で様々な事業を行っているため、協働事業に予算を振り向けるのは困難である。よって、区からの課題事業で 50 万円を超える部分も含めて、予算額 500 万円ということである。予算額 500 万円ですべての事業費の上限金額をどのように設定していくかについては、今年度の事業の状況を見ながら、次年度以降検討していく。

委員

- ・提案であるが、500 万円の予算の中で、余剰金が発生するような状況であれば、1 事業 50 万円という上限枠を、運用で取り除いてみたらどうか。
- ・また、500 万円という予算枠も、本当にいい提案事業であれば、事業関係課の予算を弾力的に振り向けていけるよう、本日の会議において図っていただき、会議での強い意見として、協働事業提案制度の実施にあたり、庁内で調整を図ってみたらどうか。

事務局

- ・初年度において、そのような対応を行うのは組織的に困難である。また、予算額 500 万円を見込んでいますが、確定しているわけではないので、今いただいた意見も含めて、確保に努めていく。

委員

- ・今のところ予算額 500 万円は上限ではなく、上限も定まっていない状況であるということである。そうした場合、選定する件数も定まらないまま、審査を行っていくことになる。1 次審査が 12 月になるが、1 次審査で何事業まで絞るといったことは、大体目途がつくのか。
- ・また、予算額が決まらない中で、審査全体をどのように進めていくのか。

事務局

- ・予算要求の時期が 12 月で、予算案が確定するのは 1 月ぐらいであるため、2 次審査を実施するまでには、予算の目途がつく。

委員

- ・ 1次審査で総得点 60%を取った事業が2次審査へ進むことになるが、2次審査でいくつ選定できるか決めなければならない時期には、予算案が確定しているという理解でよいのか。

事務局

- ・ 協働事業提案制度の実施は、練馬区長期計画の計画事業であり、実施計画の中では、事業費も含めて計画化している。そうした中での予算額 500 万円ということであり、事務局としても、その計画に従って、予算要求を行う予定である。

委員

- ・ 区の財政が厳しい状況の中で、協働事業提案制度をスタートしようとしている。それは、よいことではあるが、10月から募集を開始して、提案事業が集まるかが心配である。区報等を利用して、力を入れてPRをして行かなければ、予算はあるものの、応募が少ないのでは、非常に残念な結果になる。
- ・ また、資料の中で、区からの課題事業の事業費が120万の事業があるが、区からの課題事業は120万円が上限なのか。
- ・ さらに、協働事業提案制度による事業の補助金は、単年度限定なのか、それとも次年度以降も継続性を有するものなのか。

事務局

- ・ 区からの課題事業については上限を定めているわけではないが、事業費全体の予算が500万円であるため、他の事業とのバランスを考えて、1事業120万円程度を上限の目安として調整をしていく予定である。
- ・ また、事業の補助金は、単年度が原則である。ただし、継続の必要性が高い事業、継続することで更なる効果が望める事業は、1年間に限り継続ができるものとしている。それ以降の継続については、本制度ではなく、事業関係課の判断となる。

座長

- ・ 他に意見はあるか。

委員

- ・ この事業の趣旨は協働である。提案して選定された事業の推移を見ていくことは大事であるが、計画どおり推移していけるように、区としてどのように手を差し伸べていけるかを見るのも重要である。
- ・ また、審査やプレゼンテーションという過程では、どうしても団体の評価や審査という考え方になってしまうが、協働という視点で、その取り組み過程も大事なことであると感じている。
- ・ 提案に際しての書類等の書き方などは、NPO活動支援センターが相談を受けていくことになるが、スケジュールと提出書類の内容を見ると、この短い期間で細かいところまで記載した書類を提出するのは、難しいと思う。そのことを考えると、一次審査は、間口を広くとり、協働で行うことが有効なのかを審査し、一次審査を通過した後に、事業

関係課と相談をしながら、書類の内容をより詳細に、より具体的にしていければ、提案できる団体や提案できる事業も、広がっていくのではないかと感じている。

座長

- ・今の意見は非常に重要である。確認をするが、一次審査と二次審査の書類を変え、それに伴って審査項目も変更したほうがよいという意見でよいか。

委員

- ・今から書類の変更を行うのは大変である。提出書類の変更ではなく、団体だけで最初から完全な書類を作成するのは困難であるため、一次審査では、事業の概要程度を記載し、二次審査を前に、事業関係課と相談を行い、細かいところを記載して完成させて行ければいいのではないか。
- ・また、協働の取り組みの趣旨を活かすには、最初は間口を広くしておくことも、大事ではないかということである。

委員

- ・書類は一次・二次審査で同じで、一次審査では内容を薄く、二次審査で内容を濃くしていくということは可能だと思う。
- ・心配ごとであるが、他の自治体では、提案事業に対して一次審査の際に事業関係課がコメントを出す仕組みになっている。そのコメントがほとんどネガティブであった。練馬区の場合は、一次審査を通過した事業を事業関係課が、ちゃんと相談に乗ってくれるかどうかである。この相談ができていないと、審査委員も責任を持って審査ができない。

委員

- ・審査に関連があるので、資料5についても説明をしてもらいたい。

座長

- ・それでは、資料5の説明をお願いします。

(6) 協働事業の提案募集等のスケジュールについて

事務局

- 資料5の説明

座長

- ・資料4、資料5に関して質問、意見があればお出しいただきたい。

委員

- ・一次審査から二次審査に移るときの質的な違いは、書類の修正とプレゼンテーションだけとなると、書類は多少上方修正されるものの素材としては同じものを使いながら、同じ審査項目で審査を2回行うという概念でよいか。

事務局

- ・その通りである。二次審査のプレゼンテーションにおける審査委員と団体との質疑・応答の中で、書類だけではわからない部分や伝わらない部分を確認してもらい、そのうえ

で、一次審査と同じ審査項目に基づいて審査をしていただきたいと考えている。

委員

- ・二次審査のプレゼンテーションの審査だけではなく、プレゼンテーションの内容は審査書類に反映されているという観点で、総括的に書類を審査し、プレゼンテーションも審査するということがよいか。

委員

- ・今までプレゼンテーションに基づく選定をいくつか手がけてきた。いろいろな経験した中の1つを申し上げる。それは、この審査委員会をどのような性格の機関として位置づけるかである。審査委員が個々で判断するのであれば独任制であり、審査委員会として複数の委員の統一的な判断であれば合議制である。審査委員会には両方の性格を持たせないと最終的な判断ができなくなるということである。
- ・一次審査も二次審査も同じ素材、同じ採点表を使うにも関わらず、一次審査で60%、二次審査で70%を取らないと候補にはなれない。そう意味では、個々の審査結果を活かしながらも、最終的には審査委員会として合議により審査結果を一本化していく必要がある。また、選定が終了したあとの結果については、候補事業も被候補事業も審査結果を公開していくこととしている。この公開していく審査結果についても、合議による結果となる。
- ・本日いただいた意見を踏まえ、事務局で一定の規定づくりは行うが、局面に応じて審査委員会の中でも、合議でルールを定めていかなければ対応できない部分も出てくるのではないかと感じている。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・協働事業ということで、一次審査の前から提案団体と区が「ともに汗を流す」ようなイメージであったが、資料5のスケジュールを見ると、審査がすべて終了してから、協働するような感じに受け取れる。そうすると構成員の少ない団体が、しっかりした提案を行うことができないのではないかと。最初の段階から区の事業関係課と相談ができればいいのではないかと。

委員

- ・今の懸念は、一次審査後に区の事業関係課と相談できることになってはいるが、時間的には1ヶ月程度で、その中に年末年始の休みも含まれているので、時間的に不十分ではないかということか。
- ・一次審査後の事業関係課との相談する期間について1ヶ月で足りるか。その後のスケジュールでは、二次審査後、候補事業となった団体と事業関係課が協議する期間が1ヶ月半程度である。どちらの期間を長くするかは検討したほうがよい。

委員

- ・一次審査の前の段階で、関係事業課が少し関わったほうが、いろいろな事業が提案として出てくるのではないかという意見だったと思うが、今後、このあたりも検討していく必要があるのではないか。

委員

- ・事業を提案する前の段階で、事業関係課と事業についての相談ができるのが理想である。今の練馬区では、約半分の職員はその相談に応じてくれると思う。ただし、相談に行く団体も、それなりの知恵を持っていかなければならない。もし、私が提案事業の相談を受けたとしたら、まず、区の窓口で相談し、好感触であったら、書類を書けばいいとアドバイスをする。

委員

- ・協働事業であるため、事業関係課が事業を実施する意思がないと実施できない。事業関係課の意思が確認できる仕組みがあったほうがいいので、次年度以降の検討課題としていきたい。

委員

- ・今年度においては、一次審査では、あまり厳しく審査せずに、できるだけ多くの団体が事業関係課と相談できるような機会を与えるようにしたらどうか。審査についても、一次審査は60%以上、二次審査は70%以上と単に切り分けるだけでは、もう少し弾力的に対応したほうがよい。そうしたことも考えておかないと、提案できる期間が短いうえに、提出書類を作成するのも大変であるため、応募が少ない可能性がある。
- ・また、審査委員会の最終審査の確認であるが、審査委員の合議において、加点や減点をするなど手段はいろいろあると思うが、どうしても実施したほうが良い事業や問題がある事業などが出てきた場合、単なる点数だけでなく、審査委員会で議論を行い、結果を出すという理解でいいか。

委員

- ・一次審査の書類審査では、各委員が採点を行い、個々の審査委員の採点を尊重しつつも、審査委員会としての評価を一本化していく。その際、先程の意見にもあったように、間口を広くして、事業関係課と繋げていこうということであれば、審査委員会として、満点に対して60%以上の得点という基準はあるが、ブラッシュアップすれば良くなる可能性があるものは通過させてみる。そして、二次審査のプレゼンテーションで、団体との質疑・応答の中で書類に書いてある事業の中身を確認し、再度、各審査員が審査基準に基づき審査を行い、各審査委員の審査結果を持ち寄って、合議で審査結果を一本にまとめていくことということである。
- ・審査結果については、区の一方向的な都合で判断することはないが、一つの事業担当課に事業が偏るようなことがあれば、現実問題として調整する可能性はある。
- ・いずれにしても、候補団体、非候補団体ともに、コメントを付けて審査結果を公開することになる。そうした場合、今までの経験では、個々の審査委員の採点を活かしながら、

審査委員会としての審査結果を一本化して公開したほうが、区民にとってわかりやすい。もちろん、各委員の採点結果も全て公開するという方法もあると思う。そうしたことも含めて、審査委員会の中で議論が必要であると考えている。

委員

- ・企画提案書について、福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業やまちづくり活動助成の場合、団体のスタッフはすべて記名式であったが、協働事業提案制度では、記名式になっていない。多くの団体は、スタッフの確保に苦慮している。団体への登録人数は多いが、事業は一部のスタッフだけで実施している場合もある。企画は採用されても、実際のスタッフが極少数であるということになると、事業の実施にも影響をしてくるので、企画書の段階で、スタッフを記名式で提出してもらうことが重要である。

座長

- ・間もなく会議の終了予定時間である。審査については重要なことなので、本日出された意見を踏まえて、事務局で修正案を作成していただく。
- ・委員に確認をしたかったのは、資料4の最終ページの協働事業提案制度の審査基準に基づく配点表案について、1点目は、審査の項目ごとに、重点項目と一般項目に分けており、配点も10点と5点に分かれている。この配分が妥当かどうかということ。2点目は、審査の視点は妥当かどうかということである。この2点において、気付いた点があれば、事務局まで連絡をお願いする。

委員

- ・配点表の中で、地域という言葉が使われている。練馬区の場合、地域とってとても広く、地域によっての特性も著しく違いがある。地域ごとに似たような提案が提出された場合、どのように取り扱うのか。

事務局

- ・事業の対象地域が違う同じ内容の提案であれば、それぞれの事業として取り扱う。審査結果も近いものになると思うが、予算の関係で、どちらか一方を選択する必要となった場合は、より優れていると思われる事業を、合議で決定していただくことになる。

座長

- ・今日の案件に関して意見がある場合は、10月8日までに事務局へお願いをする。
- ・次回は、11月16日火曜日の午後3時から開催する。
- ・本日の会議はこれで閉会する。